

## 公認心理師受験資格について

2017年9月に公認心理師法が施行され、2018年には第1回の試験が実施されようとしています。この受験の資格については、定められた科目を大学および大学院で修めることが原則となっています。本学ではそのカリキュラムに2018年度入学生から対応いたします。

それ以前に本学大学院を修了された方については、定められた科目と本学大学院で履修された科目を読み替えることができます。

以下のその対応表をお示しします。

\* この情報は、本学から修了生の方々にお送りした内容と同じです。

### 受験資格の特例について① 対応科目

区分		科 目	本学での科目
I	①を含む3科目以上	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	臨床心理学特論V(精神医学特論)
		②福祉分野に関する理論と支援の展開	発達教育学特論X(障害者(児)心理学特論)*
			発達教育学特論IV(発達心理学特論)*
		③教育分野に関する理論と支援の展開	発達教育学特論VI(学校臨床心理学特論)**
			発達教育学特論I(学習心理学特論)**
④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	該当なし		
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	発達環境学特論II		
II	⑥から⑨のうち2科目以上	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理学査定演習I
		⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理学特論VII(心理療法特論)
		⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	発達環境学特論X(家族心理学特論)
		⑨心の健康教育に関する理論と実践	該当なし
III	相当する科目を修める。時間数は問わない。	⑩心理実践実習(450時間以上)	臨床心理実習I

\* 福祉分野の科目は、いずれか1科目。両方ある場合は発達教育学特論Xを優先する。

\*\* 教育分野の科目は、いずれか1科目。複数ある場合は発達教育学特論VIを優先する。

ここの科目名は2006年度入学生からのものですが、それ以前の修了生の方は大学までお問い合わせください。

また、現在心理臨床の業務をされている方は、現任者での受験が可能です。詳しい情報は、下記のHPやHPに載っている文書を参考にしてください。

全般的な情報は

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

受験資格については、下記の文書の25ページ～34ページをご覧ください。

ここには、現任者についての説明もあります。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000169346.pdf>